

十 十 十 九
— —

八 七 六 五 四

— — —

件 成 省

初	利	行	発
期			行
利		価	
子	率	格	日

振額最高払発
替額低込行
単額面金方
位額額法

用振の法發号名
等替條律行稱
法項及の及
のび根ひ
適そ拏記

平成十五年三月二日 債務省告示第5号

大蔵省令第十七号
関する省令（昭和五十七年大蔵省令第十七号）

十
七
十
六
十
五
十
四
十
三

払
込
期
所
日
払
場
利
金
支
元
還
金
額
限
償
還
期
期
子
償
の
利
利
以

平
成
十
五
年
二
月
二
十
日
日
本
銀
行
百
円
に
つ
き
百
円
額
金
額
年
十
支
七
百
年
二
う
月
二
十
日
額
成
金
十
そ
支
の
期
月
払
日
と
し
前
、
日
各
及
び
間
払
八
月
に
期
月
属
に
二
す
お
十
る
い
後
の
利
期
子
以

次
号
期
日
に
第
四
号
に
お
い
て
規
定

する
期及
日に
につ
いて
同じ。
て
規
定

額面金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$